

公立大学法人大阪府立大学外部資金受入に係る間接経費の率を定める要綱

(趣旨)

- 1 本要綱は、大学等が受け入れる外部資金に係る光熱水費及び産学官連携推進経費等に充当する経費（以下「間接経費」という。）の率の取扱いを定めるものである。

(定義)

- 2 外部資金とは次のものをいう。
 - 一 大阪府立大学共同研究規程第2条第5号に規定する共同研究
 - 二 大阪府立大学受託研究規程第2条第3号に規定する受託研究
 - 三 国の省庁が募集する科学研究費補助金
 - 四 財団法人等が募集する研究助成金
 - 五 その他第一号から第四号に準ずる外部資金

(徴収率等)

- 3 外部資金受入に伴う間接経費は次のように定める。

民間機関からの受託研究	直接研究に要する経費（以下「直接経費」という。）の15%に相当する額を徴収する。
公的機関からの受託研究	直接経費の15%に相当する額を徴収する。但し、委託元に間接経費等にかかる規程等がある場合は双方により別途協議するものとする。
提案公募型の受託研究	直接経費の15%に相当する額を徴収する。但し、委託元に間接経費等にかかる規程等がある場合は双方により別途協議するものとする。
研究費の受入のある共同研究	直接経費及び研究料の合算額の15%に相当する額を徴収する。但し、公的機関において共同研究に係る間接経費等の規程等がある場合は双方により別途協議するものとする。
研究費の受入のない共同研究	間接経費の徴収は行わない。
科学研究費補助金等	補助金を交付する省庁の定める規程等による額を受け入れる。
財団法人等の提供する研究助成金	財団法人等の規程等による額を受け入れる。

- 4 上記の表に掲げるもののうち、研究施設が大学等の施設でない場合、光熱水費5%相当分は徴収しない。

(端数処理)

- 5 第3項の表の区分により計算した結果、間接経費に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることができるものとし、その場合の端数は直接研究に要する経費に充てることのできるものとする。

(間接経費の使用目的)

- 6 間接経費は原則として次の目的に使用するものとする。
 - ア 外部資金による研究に係る光熱水費
 - イ 外部資金に係る消費税額
 - ウ 産学官連携活動に係る経費

(準 用)

- 7 受託研究等において、間接経費としてではなく一般管理費として規定されているものについては、本要綱第3項の徴収率等を準用する。

附 則

- 1 この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成20年4月1日より施行する。